

平成 23 年 11 月 30 日

八戸市契約検査課

簡易型一般競争入札におけるアスファルト道路舗装工事（機械施工）・下水道管渠推進工事の
入札参加要件の緩和について

簡易型一般競争入札の入札参加要件を一部緩和することとしましたので、お知らせします。

緩和内容

（現行）施工経験を有する主任技術者を配置すること。

（アスファルト：過去 5 年以内、下水道推進：過去 10 年以内）



（変更後）会社としての施工経験を有すること又は施工経験を有する主任技術者を配置すること。

会社又は技術者の経験（アスファルト：過去 10 年以内、下水道推進：過去 10 年以内）

適用期間

平成 23 年 12 月 1 日以降に公告する簡易型一般競争入札から適用

備考

今回の措置はアスファルト道路舗装工事（機械施工）及び下水道管渠推進工事における参加資格要件の原則を緩和したものであり、個別の工事案件については、それぞれ工事の規模及び内容に応じて、入札参加資格が決定されますので公告内容をご確認の上、入札に参加願います。

問合せ先

契約検査課工事契約グループ

43 - 2111 内線（723,251）